

## 令和7年度第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 会議概要

日時 令和8年2月4日(水) 15時45分～17時30分  
場所 県庁新館7階大会議室  
議題 滋賀県はいじめ対策の取組について  
主な意見等 【各委員】



### ○専門家との連携

・学校におけるいじめ対策組織について、全ての事例でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が関わるべき。  
・いじめかどうかわからない段階からスクールソーシャルワーカーとして関われるとよい。積極的に活用いただきたい。調査委員会の推薦依頼を受けることもあるが、推薦者については本会に委ねていただきたい、本会として責任を持って会員を養成していく。子どもの権利擁護の視点からも、いじめのケアやサポートについても子どもの意見が反映されると良いと思う。暴力行為の増加については、その背景については福祉が解決を図っていくところだと思う。

### ○未然防止対応

・いじめの対応はカテゴリー化できない。1件1件背景が違うため、普遍化して説明することは難しい。本校では学期ごとに生活アンケートという形でいじめの内容についても聞いており、気になる回答にすぐ対応できるようにタブレットで回答してもらっている。「いじめをした」「いじめを受けた」と回答する生徒はおらず、いじめがあった場合「いじめを見聞きした」と回答する生徒がほとんど。1対1の構造のいじめはほとんどなく、複数人やSNSなど、特にコミュニケーション不足が人間関係をこじらせ、いじめとしてSOSを出すこともある。学校として、すぐ「あなたは加害者」「あなたは被害者」とレッテル貼りせず、背景やどのような声かけをしていくなど、いじめ対策委員会のなかで対応している。一方でそれぞれに対応する教員の疲労が蓄積していく。だからこそ未然防止が大事。  
・犯罪が関係したいじめの場合、警察に協力いただくが、捜査になった段階で学校から離れてしまいなかなか情報が入手できない。いじめの問題は多岐にわたってデリケートなことが多い。抑えなければいけないのは切り取りと拡散。瞬く間に全国的に広がってしまうが、止められないものか。拡散して終わり、その後どうなったという後追いはほとんどない。切り取りが間違っても訂正もない。  
・未然防止の観点で、学校に出向き非行防止教室を実施している。児童生徒用の非行防止教材「あじさい」を作成、活用促進している。いじめは犯罪に該当するかもしれないということを子どもたちに強く啓発を進めている。捜査中の情報については、被害児童やその保護者の心情に配慮した対応を進める中で共有できないこともあることを理解いただきたい。

### ○いじめリスクの多様化とリテラシー向上の取組

・青少年とネットの関係に影響を及ぼしている近年の大きな変化は、スマートフォンの普及とSNSの利用拡大、それに伴うリスクの多様化がある。そのような状況下でネットいじめが深刻化している。リスクの多様化については、令和7年8月の

こども家庭庁のワーキンググループがまとめた報告書のなかで、現行の青少年インターネット環境整備法では十分に対応できていないと指摘されており、先月から同庁に新たに設けられたワーキンググループで、本法のあり方についての議論が開始されている。オーストラリアでは16歳未満のSNSの利用を一律禁止する法律が施行されたが、日本においては第6次青少年インターネット環境整備基本計画により、インターネットは危険だから子どもに使わせないというところから、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、賢く正しく使うという方向性に変わっている。表現の自由を尊重する観点から、一律に規制を加えることに極めて慎重に対応することが基本。本局として、青少年の自発的なリテラシー向上の取組を推進している。

・未然防止、早期発見が重要な対策。地方法務局として、インターネット上の誹謗中傷の被害を受けた方からの相談があれば、相談者の意向に応じてプロバイダ事業者等に削除要請をしている。

### ○学校での対応

・学校では、いじめの加害者と被害者を集めて謝らせてそれで解決という対応をされることが多く、被害を受けた児童生徒や保護者の学校への不信感を募らせてしまう。学校の対応の良くない事例として共有することが大事。当事者同士の謝罪の場面は被害を受けた児童生徒が謝ってほしいと思ったタイミングすべき。「こどもの悩みごと110番」で電話相談をしているが、いじめの相談は多く、加害側被害側ともに、学校が信頼できないという相談が多い。いじめ重大事態の調査委員をしているが、市町の教育委員会の中には、改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を正しく理解されていないところがあると感じる。やはり各先生がいじめを正しく認知し対応することが何よりも大事。また、どの先生でも必要最低限の事実関係の聞き取りができるようにするために、ツールを作ることは大事であるとともに、聞き取った要旨でなくやり取りを記録するように指導が必要。

・マイスター制度のように、第三者的に伴走する存在は学校としてとても心強い。学校からの要請が遅いことは感じており、スクールカウンセラーとしてこれまでいじめを認定する会議の場に立ち会ったことがない。本人や保護者の相談を受けているので参考になることはあると思う。

・校内暴力の増加が顕著な状況があり、いじめを減らしましょうというだけでは本質的に欠落がある。県は学校課題としてだけでなく、暮らしなど広く見る必要がある。子ども若者部が設置された強みを含めて、包括的に捉えていく必要がある。生徒指導提要では常にアセスメントが要求されていて、この力を全教職員が身に付ける必要がある。学校長やミドルリーダーだけでなく、第一線に立たれる先生方がいじめの定義や基本の考え方を研修する必要もある。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは学校の職員でもあり、いじめ対策組織のメンバーとして活用いただくことが必要。犯罪が絡む事案では、警察と学校の間で相互の役割を尊重した協議をしていただきたい。

・パワハラやセクハラの問題に対して、人権問題に関する有識者の声を調べたが、相談機関の機能不全を解消するための研修を充実させることが挙げられた。これはいじめ問題に置き換えると、相談窓口は先生。初動対応が大切だと改めて感じ、初動対応の間違いがきっかけで重大事態になっていることもあると感じる。滋賀県では初任者研修を様々なテーマでされているが、学んだ内容を初任者が学校の他の先

生方に伝えてほしい。時間を作るのが大変かもしれないが、学び合う場・時間を作ることも大切だと思う。講演の感想文の中を見ると、大人の伝え方によって子どもたちにしっかり大切な部分は伝わることを確信している。予防に焦点を当ててできることを着実にしていきたい。

#### 【教育長】

・いじめを認識して、知識を持ってアセスメントすることが重要という指摘があった。教員一人ひとりが、子どもたちをよりしっかり見ることができるような職場環境を作ることが大きな使命であると感じる。そのためには人員の問題、働き方の改革、専門家の方にいかに関わっていただくかが大きな課題。リテラシーをどのように子どもたちに意識付けしていくかも大事。いただいた意見を一つ一つ吟味し、実装していけるように取り組んでまいりたい。

#### 【副知事】

・昨今の SNS で動画が拡散することにより、ネット空間で関係者に誹謗中傷として新たな被害が生まれるという複雑な構造になっている中で、学校の先生方だけでは対応しきれないケースが増えていることを考えると、初期の段階から専門家の支援を受ける、受けやすくする環境づくりが大事だと思う。声を上げたときに手を差し伸べる場や組織がなるべく多い社会を作っていくことに注力すべきと思う。

#### 【知事まとめ】

・学校現場の問題だけでなく社会の問題・課題として捉え、同時に問題・課題は社会や現場をより良くする可能性でも捉える視点が必要だと思う。小学校の暴力行為の増加が気になる。背景、原因とともに分析することが重要。本日も指摘いただいたことを咀嚼して、県として教育委員会としてどう対応するのか改めて整理して考えたい。子ども基本条例を施行し、子どもの権利を守る委員会を立ち上げて様々な取組をしようとしているので、そのような観点からも効果的な対策を講じていきたい。これだけ SNS が普及してきたときに、ツールとして良くない形で使われることをみんなで食い止めていかなければならないと思うので、いくつか紹介いただいたものを現場に、社会に、皆さんに知っていただけるようにさらに努力をしなければいけない。今日いただいたことを咀嚼、分析して、また改めて皆さんとともに議論する場を作りたいと思う。小森委員に寄贈いただいた書籍を繰り返し読んでいるが、いじめによる自殺という悲しいことが起こらないように、また一人でもいじめに悩む子どもや保護者たちがなくなる状況を作り出すために一緒に頑張ってもらいましょう。